

○子ども・子育て支援新制度の導入に向けた条例制定に関するご意見の概要及びご意見に対する考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準にかかわる省令の内容と一関市で定める基準案 ・家庭的保育事業の職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とされているが、3人の乳幼児を保育する際、災害時の対応等、家庭的保育者1人で対応できるか。 乳幼児の安全を確保するために、職員の複数配置が望ましいのではないかと。	ご意見を踏まえ、乳幼児の安全確保に資するため、乳幼児が複数の場合、複数の職員が保育にあたる方向で検討いたします。